

保険金等のお支払いに関する約款規定（抜粋）

－（新・）団体定期保険普通保険約款－

注意

○この内容は、保険金等のご請求・お支払いについて、お客さまのご理解をサポートすることを目的として、2012年10月1日以降の契約日または更新日から適用される普通保険約款の中から、関連する主な規定を抜粋したものです。
商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報等とあわせてご参照ください。

（この保険の趣旨）

この保険は、会社、事業所、官公庁、労働組合、共済組合、互助会、協同組合、同業組合等の団体を対象とする団体保険で、団体の所属員等を被保険者とし、これらの者の遺族および所属員等の生活保障を目的とするものであり、被保険者が死亡したまたは所定の高度障害状態になった場合に死亡保険金または高度障害保険金（以下「保険金」といいます。）を支払う仕組の保険です。

（保険金の受取人）

- 第7条** 保険契約者は、被保険者が指定した者をこの保険契約の死亡保険金受取人とすることを要します。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。
- ② 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、被保険者の同意を得たうえで、死亡保険金受取人とすることができます。
- ③ 前2項で定める死亡保険金受取人および高度障害保険金受取人は、当会社の定める範囲内であることを要します。

（告知義務）

- 第8条** 保険契約者は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。
- ② 当社は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に必要なと認めた場合には、被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、所定の書面で告知を求めまたは当社の指定した医師によって被保険者の診査を行なうことがあります。この場合には、被保険者は、告知を求められた事項について、当社にその書面でまたはその医師に口頭で告知することを要します。

8. 保険金の支払

(死亡保険金の支払)

第20条 当社は、被保険者が保険期間中に死亡した場合に、その被保険者について定められた額の死亡保険金を所定の死亡保険金受取人に支払います。

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ③ 前2項の規定によって死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について高度障害保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

(死亡保険金の請求手続)

第21条 保険契約者または死亡保険金受取人は、被保険者の死亡を知った場合には、すみやかに当社に通知してください。

- ② 死亡保険金受取人は、保険契約者を經由して、当社に次の書類を提出することにより死亡保険金を請求してください。
 1. 当社所定の死亡保険金支払請求書
 2. 当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書
 3. 被保険者の死亡事実の記載のある住民票。ただし、被保険者が団体の所属員等の配偶者の場合は、その者の除籍の記載のある戸籍抄本
 4. 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
- ③ 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(高度障害保険金の支払)

第22条 当社は、被保険者がこの保険契約への加入日（その被保険者について当社のこの保険契約上の責任が開始した日をいいます。）以後または復活日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）のいずれかになった場合に、その被保険者について定められた死亡保険金額と同額の高度障害保険金を高度障害保険金受取人に支払います。この場合、その被保険者の加入日前または復活日前にすでに生じていた障害状態に、加入日以後または復活日以後の傷害または疾病（加入日前または復活日前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みません。

- ② 前項の規定により高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対

する部分は、高度障害状態になった時に消滅したものとして取り扱います。

(高度障害保険金の請求手続)

第23条 保険契約者または高度障害保険金受取人は、被保険者が高度障害状態になったことを知った場合には、すみやかに当会社に通知してください。

② 高度障害保険金受取人は、保険契約者を経由して、当会社に次の書類を提出することにより高度障害保険金を請求してください。

1. 当会社所定の高度障害保険金支払請求書
2. 当会社所定の様式による医師の診断書
3. 高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
4. 被保険者の住民票。ただし、被保険者が団体の所属員等の配偶者の場合および高度障害保険金受取人が被保険者の場合は、その者の戸籍抄本

③ 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(保険金の支払の時期および場所)

第24条 保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。

② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または高度障害状態に該当する事実の有無
2. 第25条（死亡保険金を支払わない場合）または第26条（高度障害保険金を支払わない場合）に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が生じた原因
3. 第28条（告知義務違反による解除）に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 第29条（重大事由による解除）、第32条（詐欺による取消し）または第33条（不法取得目的による無効）に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第29条第1項第4号(ア)から(オ)に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に

関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認を行なうため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
1. 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 2. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項または第3項の確認を行なう場合には、当会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定にかかわらず、保険契約者が他の生命保険会社（以下「他社」といいます。）と団体定期保険契約を締結している場合には、他社の保険金の支払の時期および場所に関する規定により保険金の支払を行なうことを、あらかじめ保険契約者と当会社との協議で定めることができます。

9. 保険金を支払わない場合

（死亡保険金を支払わない場合）

第25条 死亡保険金の支払事由が次の各号のいずれかによって生じた場合には、当会社は、死亡保険金を支払いません。

1. 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金を支払います。
2. 保険契約者の故意

3. 死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
4. 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金を支払い、または死亡保険金を削減して支払います。

(高度障害保険金を支払わない場合)

第26条 高度障害保険金の支払事由が次の各号のいずれかによって生じた場合には、当社は、高度障害保険金を支払いません。

1. 被保険者の故意
2. 保険契約者の故意
3. 高度障害保険金受取人の故意。ただし、その高度障害保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金受取人に支払います。
4. 戦争その他の変乱。この場合には、前条第4号のただし書を準用します。

(告知義務違反による解除)

第28条 保険契約者が、故意または重大な過失によって、第8条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、その告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向かって解除することができます。

- ② 被保険者が、故意または重大な過失によって、第8条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、この保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向かって解除することができます。
- ③ 被保険者が死亡または高度障害状態になった後においても、当社は、前2項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、被保険者の死亡または高度障害状態が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、保険金を支払います。
- ⑤ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または死亡保険金受取人に解除の通知をします。
- ⑥ 次の各号の場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。

1. この保険契約の締結もしくは復活またはその被保険者の中途加入の際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者が第8条の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、第8条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑦ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはその被保険者が第8条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑧ 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。
1. 当社が解除の原因を知った時から1カ月以内に解除しなかったとき
 2. その被保険者の加入日または復活日から起算して1年以内に保険金の支払事由が生じなかったとき

(重大事由による解除)

第29条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が保険契約者によって生じた場合にはこの保険契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
2. 保険契約者、被保険者または高度障害保険金受取人がこの保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
3. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体もしくは被保険団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. 前4号に掲げるもののほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

② 被保険者が死亡または高度障害状態になった後においても、当社は、前項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した保険金の支払事由については、保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(ア)から(オ)に該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。

③ 前条第5項の規定は、本条による解除の場合に準用します。

(詐欺による取消し)

第32条 保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約を締結、更新もしくは復活したときまたは被保険者を中途加入させたときは、当社は、保険契約者の詐欺による場合にはこの保険契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を取り消し、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第33条 この保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、保険契約者または被保険者に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的（以下、本条において「不法取得目的」といいます。）があったときは、当社は、保険契約者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約を、被保険者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

12. 死亡保険金額の増額または減額

(死亡保険金額の増額)

第35条 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、当社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について死亡保険金額を増額することができます。

② 第4条（加入資格）、第8条（告知義務）、第10条（責任開始期および契約日）、第22条（高度障害保険金の支払）、第25条（死亡保険金を支払わない場合）第1号、第28条（告知義務違反に

よる解除)、第32条(詐欺による取消し)、第33条(不法取得目的による無効)および第42条(年齢または性別の誤りがあった場合の取扱)の規定は、本条による死亡保険金額の増額の場合にその増額部分について準用します。

(死亡保険金額の減額)

第36条 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について死亡保険金額を減額することができます。

② 前項の規定によって減額された部分は解約されたものとみなします。この場合、第31条(払戻金)の規定にかかわらず、その部分に対する保険料の未経過分は払い戻しません。

(保険金の受取人の変更)

第38条 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により死亡保険金受取人を変更することができます。

② 当会社が保険契約者から前項の通知を受け取る前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

③ 遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。ただし、第7条(保険金の受取人)第1項および本条第1項の規定のほか、法律上有効な被保険者の遺言により指定された者がいるときは、その者を新たな死亡保険金受取人とする旨、あらかじめ保険契約者と当会社との協議で定めることができます。

④ 前項ただし書による死亡保険金受取人の変更は、被保険者が死亡した後、保険契約者が当会社に通知してください。当会社が保険契約者から当該通知を受け取る前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

⑤ 保険契約者は、第1項および第4項の通知をするときは、当会社の定める書類を当会社に提出してください。

⑥ 高度障害保険金受取人は、第7条第2項に定める高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。

(被保険者による死亡保険金受取人の指定がない場合)

第39条 第7条(保険金の受取人)第1項に定める被保険者による死亡保険金受取人の指定がされていないとき(第7条第1項ただし書の場合を除きます。)、または死亡保険金の支払事由が生じる以前に死亡保険金受取人が死亡して変更されていないときは、被保険者の配偶者、子(子

が死亡している場合には、その直系卑属)、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人とします。ただし、前条第3項ただし書の規定により死亡保険金を支払う場合を除きます。

- ② 前項の場合、同順位の者が2人以上あるときは、死亡保険金はその人数によって等分するものとします。

14. 保険金の受取人の代表者

第40条 同一の被保険者についての保険金の受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、当会社が前項の受取人の1人に対して行なった行為は、他の受取人に対してもその効力を生じます。

別 表

対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備 考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・

下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。